

スマートでんき 新生活応援キャンペーン規約

この取扱いは、東北電力フロンティア株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「スマートでんき 新生活応援キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）にもとづき、スマートでんきの新規ご加入による料金割引に係る取扱いを定めたものです。

1 対象のお客さま

この取扱いは、本キャンペーン期間中に個別約款「スマートでんき」（以下「当該個別約款」といいます。）の適用を新たにお申込みされたお客さまに適用いたします。

ただし、次の場合には、本キャンペーンの対象外となります。

- ・ 対象の需要場所において、既に当社と需給契約を締結している場合
※契約種別変更により、当該個別約款の適用を新たにお申込みされた場合は、本キャンペーンの対象外となります。
- ・ 2024年6月30日までに当該個別約款による電気の供給を開始されない場合

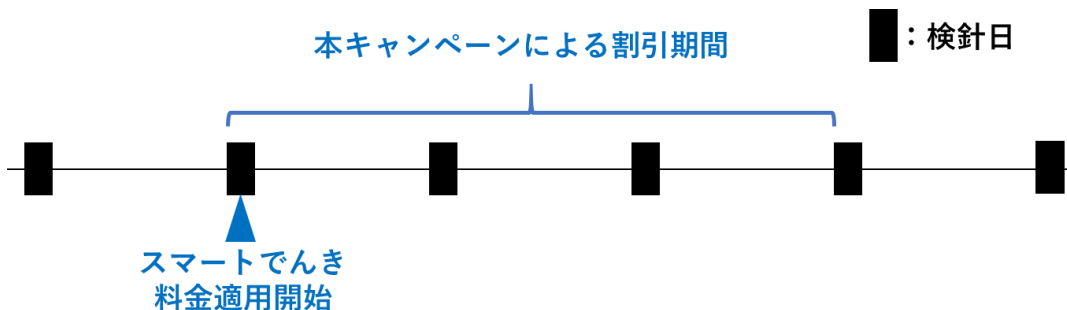
2 本キャンペーン期間

本キャンペーンの対象期間は、2024年1月29日から2024年4月15日までといたします。

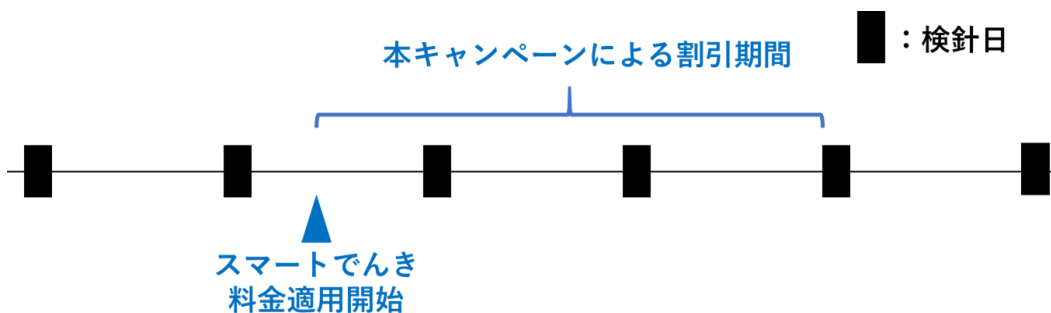
3 料金の適用期間

料金の適用期間は、当該個別約款による料金適用開始の日から、料金適用開始の日の直後の検針日から起算して2か月後の検針日の前日までといたします。ただし、当該個別約款による契約が消滅した場合は、消滅日の前日までといたします。

- 当該個別約款による料金適用開始の日が検針日と同一の場合



- 当該個別約款による料金適用開始の日が検針日と同一でない場合



4 料金

- (1) 3（料金の適用期間）に定める適用期間における当該個別約款の各月の料金は、当該個別約款によって料金として算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から(2)の割引額を差し引いたものとしたします。ただし、個別約款「省エネオプション」をあわせて契約する場合の各月の料金は、割引前料金から各月の省エネ還元額と(2)の割引額の合計（以下「合計割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。また、各月の合計割引額がその1月の割引前料金を上回る場合には、各月の合計割引額は、その1月の割引前料金にとどめます。
- (2) 各月の割引額は、当該個別約款によって算定された各月の基本料金といたします。

5 その他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以 上

2024年1月29日 制定

2024年2月13日 改定